目次

はじめに …… 2

第1章 福島原発事故の現在地

●原発事故の状況

① 今も続く原発事故 …… 6
② 事故後も続く危険と困難 …… 7
③ 環境汚染の状況 …… 8
④ 放射性物質の再拡散 …… 9
⑤ 行き詰まる廃炉ロードマップ …… 10

●被害の状況

⑥ 不可視化される「放射線被ばくによる健康影響」 …… 11
⑦ 増え続ける震災関連死 …… 12
⑧ 事故処理作業員の被ばく …… 13
⑨ 原発事故の責任をめぐる裁判の現状 …… 14
⑩ 原子力損害賠償の現状 …… 15

●復興と教訓継承の現実

⑪ 原発事故被災自治体における復興財政 …… 16
⑫ 原発事故被災自治体の姿 …… 17
⑬ 利用される福島原発事故 …… 18
⑭ 教訓の記録と継承 …… 19
第1章の参照・参考資料一覧 …… 20

第2章 エネルギー・原子力政策

① 2011年以降、低位にとどまり続ける原発 …… 22
② 今も続く原子力安全神話と無責任体制 …… 23
③ 住民を守らない避難計画 …… 24
④ 原子力発電のコスト構造と現実 …… 25
⑤ 実現の見通しが立たない核燃料サイクル …… 26
⑥ 出口のない放射性廃棄物 …… 27
⑦ 政府・大手電力会社に翻弄される立地地域 …… 28
⑧ 夢の原子炉「革新炉」の厳しい現実 …… 29
⑨ 原発は最悪の気候変動対策 …… 30
⑩ ゆがむエネルギー政策、ふくらむ国民負担 …… 31
第2章の参照・参考資料一覧 …… 32

第3章 脱原発社会の展望

① すでに世界で進行している再エネへの転換 …… 34
② 日本でもできる、再エネ100% …… 35
③ 気候危機対策は省エネ・再エネで …… 36
④ 核廃棄物の最終処分をどうするか …… 37
⑤ 再エネを中心とした柔軟な電力システムへ …… 38
⑥ 地域主導の分散型エネルギー社会へ …… 39
⑦ 幅広い声を取り入れるプロセスと市民参加を …… 40
第3章の参照・参考資料一覧 …… 41

原子力市民委員会のあゆみ …… 42
原子力市民委員会のご案内 …… 43

利用される福島原発事故

国際的な放射線防護基準の緩和等に、福島原発事故の経験が利用されてしまっています。

原子力・放射線に関する国際機関や日本政府などがまとめた文書の相互関係

勧告など	放射線防護基準の緩和にかかわる内容	IAEA(2011a)	IAEA(2011b)	内閣府(2011)	原子力規制委員会(2013)	原子力規制委員会(2014)	IARC(2018)	IAEA(2018)	放射線審議会(2019)	ICRP(2020)	UNSCEAR(2022)	放射線審議会(2022)	IAEA(2023a,b)	IAEA(2023c)	IAEA(2024)	原子力規制委員会(2025)
国際原子力機関 IAEA(2011a)	福島事故の教訓を世界の原子力安全向上に活かすよう求め、汚染水対策の重要性を指摘。	●														
IAEA(2011b)	過度な除染を避け、クリアランスレベル以下の廃棄物は再利用することを提言。	□	●													
内閣府(2011)	国際機関の報告書を重視しつつ、被ばく影響がない根拠として信頼性の低い研究を紹介。			●												
原子力規制委員会(2013)	場の線量管理から「個人線量管理」へ転換。健康不安を心理的要因にすり替え。		□	□	●											
原子力規制委員会(2014)	緊急時の対応を予測(SPEEDI)から、実測値に基づくモニタリング対応へ転換。					●										
国際がん研究機関 IARC(2018)	過剰診断論に基づき、甲状腺集団スクリーニングを非推奨とし、高被ばく児への長期健康調査の検討を提言。						●									
IAEA(2018)	海洋放出のために安全指針を改訂。	□	□					●								
放射線審議会(2019)	空間線量率より個人線量が低くなる傾向を整理し、食品基準等との関係を紹介。		□		□				●							
国際放射線防護委員会 ICRP(2020)	避難せず住民と専門家が測定し生活する「専門知協働プロセス」による復興を推奨。参考レベルの長期的な目標値「1 mSv/年」の記述が消える。		□						□	●						
	初期の防護措置として屋内退避が有効であることを記述。IARCの提言を引用。					□	○			●						
原子放射線の影響に関する国連科学委員会 UNSCEAR(2022)	避難関連死を紹介。女児グループには生涯50件の甲状腺がんが発生しうると予測されたが、統計的に識別困難と記述。						△			△	●					
放射線審議会(2022)	ICRP(2020)を踏まえて、参考レベルなどを改訂。									○		●				
IAEA(2023a,b)	ICRPに先だって、参考レベルよりも低く、クリアランスレベル(100Bq/kg)よりも高い「スクリーニングレベル」の利用を提案。福島での8000Bq/kgを紹介。	□	□					○					●			
IAEA(2023c)	ALPS処理水の放出決定プロセスの妥当性を評価。	□												●		
IAEA(2024)	汚染土再利用に関して、上と同様の報告。		□										○		●	
原子力規制委員会(2025)	屋内退避の運用について、上限3日などをまとめた。その後、ガイドラインも策定。			□	□	□										●

注)●が提言の主体(委員会名による報告書などもあるが、ここでは管轄官庁を主体とした)。それぞれの文書が、先行するどの文書を引用したり、内容を受け継いだりしてきたかを、以下の記号で示した:○ 引用　△ 関連事項を記述　□ 直接の引用などはないが関連する内容あり

※出典の詳細は、原子力市民委員会ウェブサイトのコラム「放射線防護基準の緩和等に利用される福島原発事故」に記載

福島原発事故後、放射線防護基準の緩和を検討し提案した一連の文書(報告書、勧告等)の内容の相互関連を上の表にまとめました。核の「平和利用」推進機関である国際原子力機関(IAEA)は、日本政府から事故後の安全基準策定の依頼を受け、2011年6月に「この類まれな機会を活かす」と述べています(IAEA 2011a)。その直後のIAEA(2011b)は、以降の多くの防護策見直し(海洋放出、空間線量から個人線量へ、汚染土再利用、避難せず屋内待避、等々)につながり、事故が基準緩和の口実として利用(悪用)されていることがわかります。

一例として、放射能汚染された資材を再利用してよい基準(クリアランスレベル)は国際的にも日本の法律でも100ベクレル(Bq)/kgですが、IAEA(2023a,b; 2024)ではこれを緩和した「スクリーニングレベル」の利用が提案され、日本が事故後に運用している8,000Bq/kgという数値が参照されています。そして、日本政府はこれをIAEAが推奨する安全基準であるとして、除去土壌の再利用を進めようとしています(p.9参照)。

環境省は、IAEAや国際放射線防護委員会(ICRP)などの国際機関が「政治的に中立の立場」から放射線防護策を策定し、安全基準をつくるとしています。しかし実際には、日本の事故後の現状を追認して基準化することがあり、これら国際機関の独立性・中立性には大いに疑問があります。